

再採用選考（カムバック採用）実施要綱

令和8年6月1日区長決定

要綱第139号

(目的)

第1条 この要綱は、再採用選考（カムバック採用）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考職種)

第2条 選考職種は、別表に定める職種とする。

(受験資格)

第3条 受験資格は、次のとおりとする。

(1) 行政系職種に係る選考

① 1級職、主任職、係長職及び課長補佐職

以下のいずれにも該当する者

ア 平成30年4月1日以降に品川区を離職した者

イ かつて品川区の職員として1年以上在籍していた者

ウ 採用される職種と離職時の職種が同一である者

エ 採用される職務の級が離職時の職務の級と同等以下である者

オ 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の者

カ 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

② 課長職及び部長職

以下のいずれにも該当する者

ア 平成30年4月1日以降に品川区を離職した者

イ かつて品川区の職員として1年以上在籍していた者

ウ 採用される職種と離職時の職種が同一であると者

エ 採用される職務の級が離職時の職務の級と同等以下である者

オ 選考受験日の属する年度の末日において60歳未満の者

カ 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

(2) 技能系職種に係る選考

以下のいずれにも該当する者

ア 平成30年4月1日以降に品川区を離職した者

イ かつて品川区の職員として1年以上在籍していた者

ウ 採用される職種と離職時の職種が同一である者

エ 採用される職務の級が離職時の職務の級と同等以下である者

オ 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の者

カ 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

(選考方法等)

第4条 選考方法等は、次のとおりとする。

(1) 選考方法

書類審査（在籍時の人事評価を含む。）及び面接とする。

(2) 合格者の決定

(1) の選考の結果を総合して決定する。

(受験資格の期間の計算)

第5条 受験資格の期間の計算は、次のとおりとする。

(1) 通算

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき特別区において定められた条例に規定する特定法人等に退職派遣された者及び国等に退職派遣された者が、当該条例等により引き続き特別区に再採用された場合、派遣先に在職していた期間の全期間を通算する。

(2) 除算

- ①休職、結核休養、配偶者同行休業、育児休業の期間は、除算しない。
- ②停職期間は除算し、その前後を加算する。
- ③人事交流者（特別区及び特別区の組織する一部事務組合相互間の人事交流をいう。）については、他の特別区及び特別区の組織する一部事務組合における職員における職員期間は除算する。
- ④次の職員としての在職年数は除算する。
 - ア地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
 - イ地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
 - ウ地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
 - エ地方公務員法第26条の6第7項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - オ地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - カ地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、第2項及び第4条各項の規定による任期付職員

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和8年度から令和12年度までの間、3(1)①及び(2)に係る受験資格における年齢要件の上限部分の規定は、次表のとおりとする。

選考年度	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	64歳未満		

別表

行政系職種	事務、福祉、心理、土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、歯科衛生、栄養士、保健師、看護師
技能系職種	清掃